

高額な医療費の窓口負担を減らすには？

ひと月分の医療費が高額になったときは、病院に費用を支払った後に「高額療養費」の申請をすることで、「自己負担限度額」を超えた分が戻ってきます。(受診後、約3か月後に案内通知あり)

入院などで高額な医療費がかかりそうなどときには、あらかじめ「**限度額適用認定証**」または「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」の交付を受けておくと病院窓口での負担を減らすことができます。

国民健康保険 問 保険医療課 ☎56-0618 (記事ID 8936)



70才未満の人

保険証と「**限度額適用認定証**」を提示すれば、医療費の支払いが「**自己負担限度額**」までになります。

70才以上 75才未満の人

高齢受給者証(7月24日以降発送)を合わせてご覧ください。3割負担(現役並み所得者IおよびII)の人は、保険証・高齢受給者証と「**限度額適用認定証**」を提示すれば、医療費の支払いが「**自己負担限度額**」までになります。2割負担(一般)および3割負担(現役並み所得者III)の人は、「**限度額適用認定証**」は必要ありません。

非課税世帯の人

年齢にかかわらず2019年度の市・県民税が非課税世帯の人は、保険証等と「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を提示すれば、医療費の支払いが「**自己負担限度額**」までになり、入院時の食事代・居住費の自己負担額も減額されます。

「認定証」の有効期限は7月31日です

現在、「認定証」の交付を受けている人は、**更新手続きが必要**です。

該当する人には、7月24日以降に認定申請書をお送りしますので、必要な人は提出してください。

後期高齢者医療制度 問 保険医療課 ☎56-0617 (記事ID 472)

後期高齢者医療被保険者証(7月12日以降発送)を合わせてご覧ください。

現役並み所得者 IおよびIIの人

保険証と「**限度額適用認定証**」を提示すれば、医療費の支払いが「**自己負担限度額**」までになります。

非課税世帯の人 (区分IおよびII)

2019年度の市・県民税非課税世帯の人は、保険証と「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を提示すれば、医療費の支払いが「**自己負担限度額**」までになり、入院時の食事代・居住費の自己負担額も減額されます。

「認定証」の有効期限は7月31日です

現在、「認定証」の交付を受けている人で、8月1日以降も対象となる人には、7月24日以降に「認定証」を送ります。

更新手続きは不要です。

